# 保険料は、介護保険を支える大切な財源です

**問合せ**　高齢介護課☎㉚9155

**介護保険制度**

介護保険は、40歳以上の人全員が加入する保険制度です。将来、介護が必要になったときに、要介護認定を受け、必要な介護サービスを利用することができます。

介護保険料は、介護サービスに係る費用などから算出された基準額を基に決められますが、高齢化が進む現在の状況ではその費用は年々増えていく見込みです。そのため、皆さんが納める保険料は、介護保険を支える重要な財源となっています。

**介護保険料の納付方法**

40歳から64歳までの第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料に上乗せという形で納付していただきます。

65歳以上の第1号被保険者は、年金から差し引かれる「特別徴収」と口座振替または納付書で納める「普通徴収」があります。

特別徴収の対象者は、老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給している人です。特別徴収の対象者であっても、年度の途中で65歳になった人、転入・転出した人などは当分の間普通徴収になります。

※保険料を滞納すると、介護サービスの利用が制限されることがあります

**第1号被保険者（65歳以上）平成26年度介護保険料**

| 段　階 | 対象者 | 保険料年額 | 算出方法 |
|---|---|---|---|
| 第1段階 | 生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 | 28,260円 | 基準額×0.5 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、(合計所得金額＋課税年金収入)≦80万円／年を満たす場合 | 28,260円 | 基準額×0.5 |
| 特例第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人で(合計所得金額＋課税年金収入)≦120万円／年の人 | 37,868円 | 基準額×0.67 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人で(合計所得金額＋課税年金収入)＞120万円／年の人 | 42,390円 | 基準額×0.75 |
| 特例第4段階 | 本人が市民税非課税で、(合計所得金額＋課税年金収入)≦80万円／年で、世帯に市民税課税者がいる場合 | 51,433円 | 基準額×0.91 |
| 第4段階（基準額） | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合 | 56,520円 | 基準額 |
| 第5段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合 | 65,563円 | 基準額×1.16 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の場合 | 70,650円 | 基準額×1.25 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の場合 | 84,780円 | 基準額×1.5 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の場合 | 98,910円 | 基準額×1.75 |



# ごみ減量アイデア募集

**問合せ**　廃棄物対策課☎㉚9133

市では、ごみの減量化のアイデアを募集します。

**募集内容**

日ごろから取り組んでいることや工夫していることなどで、簡単に、また継続的に取り組むことができるごみ減量アイデア。

**応募資格**

市内に在住、在勤、在学、または市内の事業所

**募集区分**

**①児童・生徒の部**　市内の在住・在学中の学生（小学生～高校生）

**②事業所の部**　市内の事業所

**③一般の部**　①、②以外で市内在住の人

**応募方法**

応募用紙に必要事項を記入し、アイデアを400字以内にまとめ、必要に応じてイラストなどを添付してください。

※応募用紙は、市役所6階廃棄物対策課、各支所担当窓口、各市民センターにあります。また、市のホームページからダウンロードできます

**募集期間**

7月1日㈫から9月5日㈮まで（当日消印有効）

**審査結果発表**

10月中旬に受賞者本人、または所属する学校・事業所に直接通知します。

**表　彰**

10月26日㈰に開催する「環境フェスタ」で表彰を行う予定です。

**その他**

応募されたアイデアは、ホームページ・広報紙などに掲載し、市の取り組みとして実施することがあります。また、応募用紙、写真は返却しません。

**応募方法**

市役所廃棄物対策課または各支所担当課へ直接または郵送で。〒738－8501（住所不要）廿日市市役所　廃棄物対策課廃棄物対策係

# 市有地を売却します

**問合せ**　用地管財課☎㉚9180

| 物件番号 | 所在・地番 | 地目 | 実測面積 | | 売払価格（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 平方メートル | 坪 | |
| 2 | 物見東一丁目2000番29 | 宅地 | 581.74 | 175.98 | 18,360,000 |
| 4 | 物見東二丁目2001番29 | 宅地 | 278.77 | 84.33 | 7,470,000 |
| 6 | 物見東二丁目2001番38 | 宅地 | 457.10 | 138.27 | 12,140,000 |
| 7 | 物見東二丁目2001番73 | 宅地 | 376.69 | 113.95 | 14,850,000 |
| 10 | 物見東二丁目2001番126 | 宅地 | 264.69 | 80.07 | 7,780,000 |
| 11 | 物見東二丁目2001番127 | 宅地 | 264.69 | 80.07 | 7,780,000 |
| 17 | 物見西一丁目2002番113 | 宅地 | 396.37 | 119.90 | 10,410,000 |
| 26 | 物見西二丁目2003番107 | 宅地 | 279.66 | 84.60 | 11,060,000 |
| 27 | 物見西二丁目2003番123 | 宅地 | 425.62 | 128.75 | 15,470,000 |
| 29 | 物見東二丁目2001番78 | 宅地 | 373.90 | 113.10 | 12,880,000 |
| 33 | 八坂二丁目1665番501 | 宅地 | 242.02 | 73.21 | 6,130,000 |
| 34 | 大野中央一丁目125番① | 宅地 | 299.51 | 90.60 | 13,600,000 |
| 35 | 大野中央一丁目125番② | 宅地 | 198.63 | 60.08 | 10,830,000 |
| 36 | 宮島口東三丁目83番51 | 宅地 | 237.06 | 71.71 | 13,770,000 |
| 37 | 下平良一丁目1316番148 | 宅地 | 55.14 | 16.67 | 7,440,000 |

※物件番号1, 3, 5, 8, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 28, 30, 31, 32は売却済です

**■公募抽選の売却物件**

（物件番号２～37）

申込者が複数の場合は、抽選で当選者を決定します。

※抽選の場合は、後日申込者に結果を通知します

**申込資格**　個人

**受付期間**　７月１日㈫～31日㈭　９時～16時30分

**受付場所**　市役所５階用地管財課

**申込方法**　詳細は、用地管財課に備え付けの申込要領または市ホームページをご覧いただき、指定の用紙で申し込んでください。

**期間終了後の売却**　公募抽選の申し込みがない物件は、個人および法人を対象に10月１日㈬から先着順で売却します。

# ごみインフォメーション

廃棄物処理やごみ処理などに関するお知らせをシリーズでお伝えしていきます。

**問合せ**
廃棄物対策課
☎㉚9133

No.8

## チャレンジ目標達成のために

今回は、正しいごみ分別の促進についてお話します。

前回、チャレンジ目標達成のためのごみの削減量（1人1日当たり700㌘を達成するには平成24年度実績で130㌘ほどの削減が必要）をお話しました。ごみを削減するためには、ごみを正しく分別することが不可欠です。

市では正しいごみの分別を進めるため、ごみ出しルールが守られずにダスターステーションに出されているごみは、左のような警告シールを貼って、収集せずに残すことにしています。

警告シールには、正しい分別を理解してもらうために、守られていない項目にチェックをいれています。地域でのルールにより異なりますが、原則出した人が持ち帰り、正しい分け方に従って分別し、次回の該当する収集日に出し直してください。

また、家庭から排出されるごみだけでなく、事業者から排出される事業系のごみも、分別することで再資源化できるものが3割程度含まれています。そのため、市では事業者に啓発チラシを配布し、分別の徹底と、再資源化を促しています。

家庭や職場で、もう一度ごみの分別について確認し、ごみの減量化にご協力ください。

このごみは収集できません
出した方は速やかに持ち帰って
次回正しく出し直してください

- □ 白色の指定袋（家庭用）に入れてください
- □ 緑色の指定袋に入れてください
- □ 大型ごみ１個ずつにシールを貼ってください
- □ シールの枚数が不足しています
- □ 収集日が間違っています
- □ 正しく分別されていません
- □ 収集しないごみです
- □ その他

（　　）

月　日

廿日市市役所廃棄物対策課　30-9133　大野支所環境産業グループ　30-2009
佐伯支所環境産業グループ　72-1115　宮島支所環境産業グループ　44-2003
吉和支所環境産業建設グループ　77-2114

みんなで防ごう 不法投棄

このステッカーが貼られ、残されているごみは、ごみ出しルールが守られていないごみです。

## 資源回収推進団体登録の追加募集

今年度の募集は4月30日で締め切りましたが、7月16日㈬までの間、資源回収推進団体登録の追加募集をしています。

詳細は、市ホームページまたは廃棄物対策課へ問い合わせてください。